

## 5-104 最大積載量

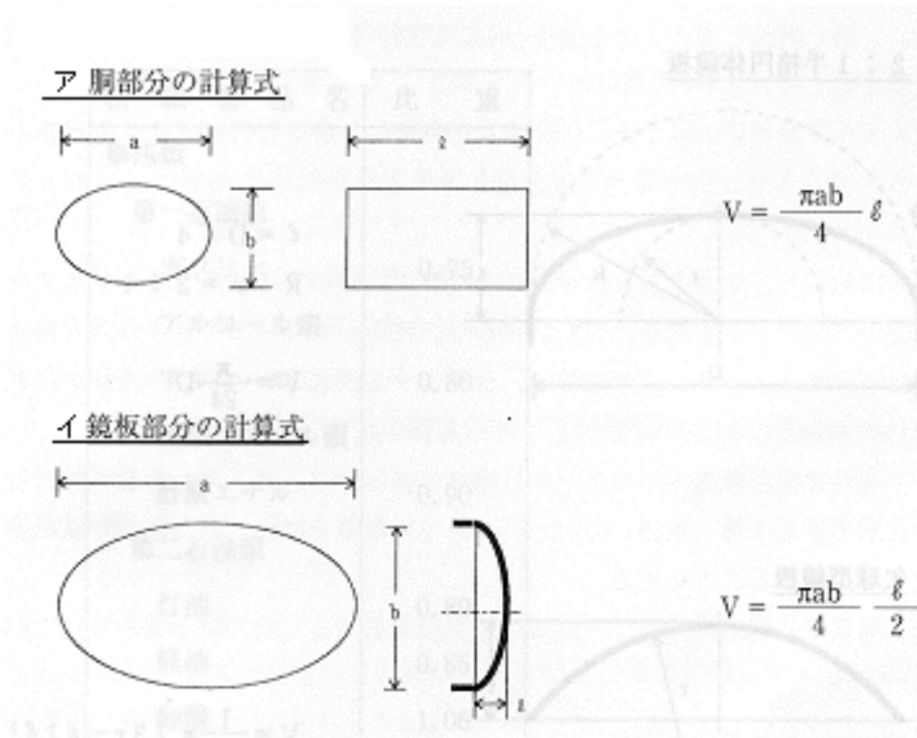
- (1) 自動車の最大積載量は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において積載することができるものとして、(2)から(11)までの基準に基づき算出される物品の積載量のうち最大のものとする。(保安基準第53条第1項、細目告示第237条第2項関係)
- (2) 最大積載量の算定については、次により行うものとする。(細目告示第237条第2項第1号関係)
  - ① 貨物自動車の最大積載量の算定(②に掲げる場合を除く。)については、次によって行うものとする。この場合において、指定自動車等であって、車体構造等を変更したもの(「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う車両総重量が20トンを超える改造等の取扱いについて」(平成5年11月25日自技第165号)、「車両総重量が8トンクラスの自動車の最大積載量の指定について(依命通達)」(平成7年1月27日自技第12号)及び「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被牽引自動車等の改造等の取扱いについて(依命通達)」(平成10年3月31日自技第61号)が適用される自動車を除く。)については、当該自動車の車台を使用する標準車の最大積載量を超えない範囲内で指定するものとする。
    - ア 別添7「自動車の走行性能の技術基準」
    - イ 別添8「連結車両の走行性能の技術基準」
  - ② 乗用自動車又は乗合自動車から貨物自動車に用途の変更を行う場合の最大積載量の算定(特種用途自動車に最大積載量を指定する場合を含む。)については、①アによるほか、次により行うものとする。
    - ア 指定自動車等のうち、諸元表等により車両総重量及び軸重の許容限度が明確な自動車にあつては、当該許容限度を超えない範囲内で指定する。
    - イ 米国連邦自動車安全基準又はカナダ自動車安全基準に適合している旨のラベルにより車両総重量及び軸重の許容限度が表示されている自動車にあつては、当該許容限度(最大積載量の許容限度も表示されている場合には、最大積載量の許容限度を含む。)を超えない範囲で指定する。
    - ウ 欧州経済共同体指令に基づき自動車製作者が発行する完成車の適合証明書により車両総重量及び軸重の許容限度が明確な自動車にあつては、当該許容限度を超えない範囲で指定する。
    - エ 指定自動車等のうち、車両総重量及び軸重の許容限度が明確でないものにあつては、同一型式の類別区分中の最大の車両総重量を超えない範囲内で指定する。
    - オ アからエに規定する自動車以外の自動車にあつては、取り外した乗車設備分の定員数に55kgを乗じた重量を超えない範囲内で指定する。
- (3) 第5輪荷重の算出については、(2)の規定に準じて行うものとする。(細目告示第237条第2項第2号関係)
- (4) 保安基準第55条の規定に基づき分割不可能な貨物に限って輸送することを条件として、規制値を超えることとなる保安基準の項目について適用を緩和するための認定を受けたセミトレーラであつて、分割可能な貨物を保安基準の範囲内で輸送する場合の基準緩和セミトレーラの最大積載量(基準最大積載量)の算定については、(2)の規定に準じて行うものとする。(細目告

示第237条第2項第3号関係)

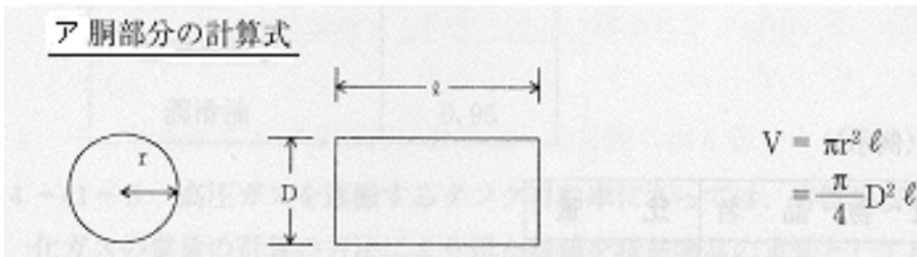
- (5) 物品積載装置としてタンク類を使用する自動車(危険物を運搬するタンク自動車、高圧ガスを運搬するタンク自動車及び粉粒体物品輸送専用のタンク自動車を除く。)にあっては、タンクの容積〔タンクの容積が1000ℓ以下にあっては10ℓ、タンクの容積が1000ℓを超え5000ℓ以下にあっては50ℓ(末尾が50ℓ以上100ℓ未満の場合は50ℓとする。)及びタンクの容積が5000ℓを超えるものは100ℓ未満は切り捨てる(以下(6)及び(9)において同じ。)ものとする。〕に次表の積載物品名に対応する比重を乗じて得た数値〔0.9(真空ポンプ及び過流防止弁を用いて液状の積載物品をタンクに吸引する構造の物品積載装置にあっては、0.75)から1.0までの数値を乗ずることができる。〕を積載物品の重量(10kg未満は切り捨てるものとする。(6)から(9)までにおいて同じ。)として用いるものとする。

なお、容易にその容積を計算し難いタンクにあっては、次により当該タンクの容積の近似計算により算出する(以下(6)、(7)及び(9)において同じ。)ものとする。(細目告示第237条第2項第4号関係)

① 楕円形のタンク

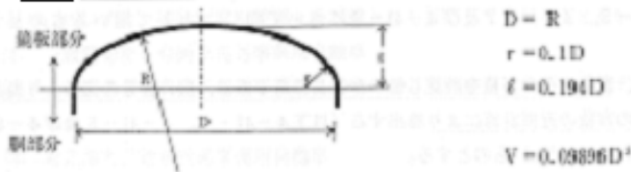


② 円筒形のタンク

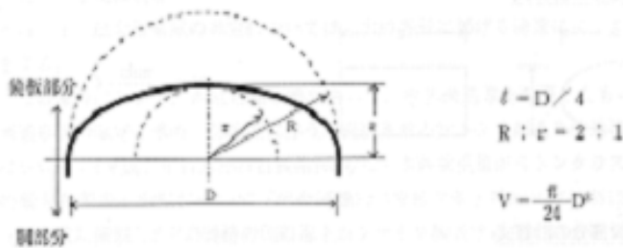


**イ 鏡板部分の計算式**

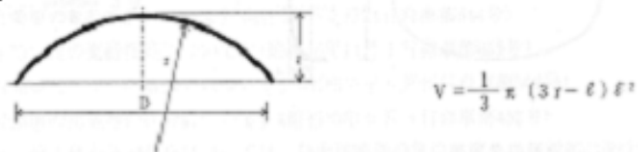
**(ア) 10% 且形鏡板**



**(イ) 2 : 1 半楕円体鏡板**



**(ウ) 尖球型鏡板**



(比重表 (例))

| 積 載 物 品 名  | 比 重  |
|------------|------|
| アスファルト溶液   | 0.90 |
| フォルマリン     | 1.05 |
| 水、海水、牛乳、糞尿 | 1.00 |

(6) 危険物を運搬するタンク自動車にあっては、タンクの容積(0.90 から 0.95 までの数値を乗ずるものとする。)に次表の積載物品名に対応する比重を乗じて得た数値を積載物品の重量として

用いるものとする。この場合において、危険物の類別が、消防法の規定に基づく同一類別の範囲内において、複数の品目の危険物を運搬するタンク自動車として消防法の規定に基づき設置の許可を受けたタンク自動車にあっては、タンクの容積に当該設置許可書に記載されている設置許可の品目のいずれかの品目で算出した数値を積載物品の重量として用いることができるものとする。(細目告示第 237 条第 2 項第 5 号)

(比重表 (例))

| 積 載 物 品 名 | 比 重  |
|-----------|------|
| 第四類       |      |
| 第一石油類     |      |
| ガソリン      | 0.75 |
| アルコール類    |      |
| アルコール     | 0.80 |
| 酢酸エステル類   |      |
| 酢酸エステル    | 0.90 |
| 第二石油類     |      |
| 灯油        | 0.80 |
| 軽油        | 0.85 |
| 酢酸        | 1.06 |
| 第三石油類     |      |
| 重油        | 0.93 |
| 第四石油類     |      |
| 潤滑油       | 0.95 |

(7) 高圧ガスを運搬するタンク自動車にあっては、容器保安規則第 22 条の液化ガスの質量の計算の方法により得た数値を積載物品の重量として用いるものとする。この場合において、タンクの内容積は、高圧ガス保安法第 45 条又は第 49 条の規定により刻印された数値又は標章に打刻された数値を用いるものとする。(細目告示第 237 条第 2 項第 6 号)

(8) コンクリート・ミキサー及びアジデータ・トラックにあっては、ドラムの最大混合容量に次の比重を乗じて得た数値に 0.9 から 1.0 までの数値を乗じて得た数値と水タンクを満量とした状態の重量とを加算したものを積載物品の重量として用いるものとする。

ただし、ドライ方式にあってはセメントと骨材のみをドラムに積載する状態と生コンクリートをドラム内で製造する状態のそれぞれについて検討するものとする。この場合において、セメントと骨材のみをドラムに積載する状態において水タンクの水の重量は水タンクを満量とした状態とし、生コンクリートをドラム内で製造した状態における水タンクの水の重量は、水タンクを満量とした状態の重量からドラムの最大混合容量に  $200\text{kg/m}^3$  を乗じて得た重量を減じたものとする。(細目告示第 237 条第 2 項第 7 号)

① ドライ方式であってセメントと骨材のみをドラムに積載する場合にあっては  $2.2\text{t/m}^3$

② ①以外であって、輸送する物品の見かけの比重が確実な資料により明らかな場合にあつてはその値

③ ①及び②以外の場合にあつては  $2.4 \text{ t/m}^3$

- (9) 粉粒体物品輸送専用のタンク自動車にあつては、タンクの容積に次表の見かけの比重（輸送する物品の見かけの比重が確実な資料により明らかな場合にあつてはその値）を乗じて得た数値に 0.9 から 1.0 までの数値を乗じて得た数値を積載物品の重量として用いるものとする。  
（細目告示第 237 条第 2 項第 8 号）

（見掛けの比重表）

| 積 載 物 品 名 | 見 掛 け 比 重 |
|-----------|-----------|
| バラセメント    | 1.0       |
| フライアッシュ   | 0.8       |
| 飼料        | 0.5       |
| ビニールパウダ   | 0.45      |
| 小麦粉       | 0.5       |
| カーボンブラック  | 0.32      |

- (10) 特種用途自動車であつて積載量（当該特種用途自動車の本来の用途に使用するために最小限必要な工具等を積載するための 500kg 以下の積載量を除く。）を有する場合には、(2)から(9)までの規定に準じて最大積載量を算定するものとする。（細目告示第 237 条第 2 項第 9 号関係）
- (11) 3-3-9 (6)及び(7)の牽引重量は、次の算式により算出するものとする。

（算式）

$$T C = G C W - (W - P)$$

この場合において

T C : 牽引自動車の牽引重量 kg

G C W : 連結車両総重量（別添 8 「連結車両の走行性能の技術基準」の各項のうち適用される項の計算式中不等号を除いた式により算出された値のうち、いずれか小さい方の 10kg 未満を切り捨てた値とする） kg

W : 牽引自動車の車両総重量 kg

P : 牽引自動車の第五輪荷重 kg